

昭和六十一年十一月以降の  
通知・通達文のお知らせ

本誌十二月号において、本年度の十月までの通知・通達文をお知らせしましたが、その後、新たに左記の通知が追加されておりますのでお知らせします。

★冬季休業に伴う生徒指導の充実に  
ついて

（発信者） 県教育委員会教育長  
（あて先） 各教育事務所長  
（発信日） 昭和六十一年十一月十一日

〈概要〉

・冬季休業の意義、休み中の指導方針、事故防止の具体策と留意点、非行等問題行動の防止について・ほか。

★冬季休業中における生徒指導につ  
いて

（発信者） 県教育委員会教育長  
（あて先） 各県立高等学校長  
（発信日） 昭和六十一年十二月二日

〈概要〉

・冬季休業中における生徒指導について、指導計画、配慮事項、事故防止及び非行防止・ほかについて。

★適正な進路指導の徹底について

（発信者） 県教育庁義務教育課長  
（あて先） 各教育事務所長  
（発信日） 昭和六十一年十二月八日

〈概要〉

・過度な補習の自粛と学習指導の方法の改善について  
・保護者に対する進路指導のあり方や進路選択の重要性についての啓発・ほか

各種の奨学生募集

四月より開始

県教育委員会並びに日本育英会では、昭和六十二年度の各種奨学生を募集いたします。

◆ 福島県奨学生

・募集人員

大学生 九十名程度  
高校生 五十五名程度

◆ 日本育英会奨学生

一 高等学校奨学生（在学者採用）

・募集人員

高校生 四五〇名程度

二 大学奨学生候補者（予約採用）

・募集人員 四〇〇名程度

三 高等学校・高等専門学校奨学生候補者（予約採用）

・募集人員 四五〇名程度

◎ 出願期間及び申し込み先

四月中旬から五月中旬の予定

申し込み用紙を在学学校、進学した学校、又は、県教育事務所・県教育庁高等学校教育課より交付を受け、在学学校を経て高等学校教育課へ提出してください。

なお、詳細は県教育庁高等学校教育課奨学資金係までお問い合わせください（TEL〇二四五―二二―一一一・内三九三三）

昭和六十二年教育改革モニター募集

一、趣旨

教育改革に関する諸施設を実施するにあたり、広く一般国民から、意見、要望等を聴き、諸施策の立案・検討・具体化に反映させます。

二、仕事

臨時教育審議会への答申に基づき、具体化しようとする教育改革に関する施設のうち文部省から依頼するテーマについて、教育改革モニターの周辺、地域（家庭、近隣、勤務先等）の人々の意見等も聴取の上、教育改革モニターとしての意見等をまとめ文書によって提出していただきます。

三、募集人員等

五〇〇人 依頼期間 二年

四、応募資格

教育改革について関心があり、教育改革モニターとして仕事に熱意をもっている年齢二十歳以上の方です。

ただし、次の方は応募できません。

- ① 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ② 常勤の国家公務員及び地方公務員（ただし、校長及び教員は応募できます。）

五、謝礼等

謝礼は、文部省からお願いしたテーマについて御意見を提出していただいた場合は、記念品をお贈りします。また、文部広報、その他の広報資料を発行の都度お送りします。

③ 行政相談委員会による行政相談

六、申込先

〒六〇〇福島市杉妻町二二六

福島県教育庁総務課広報係

TEL〇二四五―二二―一一一

内三九一六

七、申込み締切日

昭和六十二年三月二十三日（月）

（郵送する場合には、三月二十三日の消印有効です。）

八、「教育改革モニター申込書」用紙の請求

所定の「教育改革モニター申込書」は、右記「六・申込先」で、直接受け取るか又は六十円切手をはった返信用封筒（あて先明記）を同封して請求してください。

九、選挙結果

昭和六十二年度予算成立後に文部省で決定し、直接本人にお知らせする予定です。

十、お問い合わせ先

同上

十一、お問い合わせ先

同上

十二、お問い合わせ先

同上

十三、お問い合わせ先

同上

十四、お問い合わせ先

同上

十五、お問い合わせ先

同上